

令和3年美浦村告示第79号

令和3年第3回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月3日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和3年9月7日
2. 場 所 美浦村議会議場

### 令和3年美浦村議会第3回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	9月7日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・決算審査特別委員会の設置 ・請願委員会付託
2	9月8日	水	○総務常任委員会(議案審査) ○厚生文教常任委員会(議案審査)
3	9月9日	木	○議案調査
4	9月10日	金	○議案調査
5	9月11日	土	○議案調査
6	9月12日	日	○議案調査
7	9月13日	月	○決算審査特別委員会(議案審査)
8	9月14日	火	○議案調査
9	9月15日	水	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

## 令和3年第3回美浦村議会定例会提出予定議案説明書

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明申し上げます。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により、3人の方が法務大臣より委嘱を受け活動されております。この度、浅野重人（あさの しげと）氏が、令和3年12月31日をもって3年間の任期が満了となりますことから、令和6年12月31日までの再任をお願いするものでございます。

浅野氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられました。人権尊重・思想の普及高揚を図るべく、啓発活動や次代を担う小中学生に人権尊重の思想の重要性、必要性について伝える人権教室の開催など、意欲的な活動をされてきたところでございます。

これらの労をいとわないご活躍を思いますとき、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦いたしたいとご提案申し上げます。

浅野氏は、美浦村土浦にお住まいで、昭和30年3月22日生まれ、現在66歳でございます。昭和48年に県立高校を卒業後、本村職員となり、実直な人柄と責任感・意欲ある姿勢で職務に取り組み、経済課、建設課等を経験し、平成16年に収納課長、平成24年に保健福祉部長を歴任され、平成27年3月に定年退職されました。退職後、平成28年1月1日から人権擁護委員として活動されています。

浅野氏は、保健福祉部を総括されていたことから、人権擁護に対する経験・識見が豊富であり、地域に精通し、人望も篤く、人権尊重・思想の普及のため積極的に活動いただける人権擁護委員に適した人材であります。

以上のことから、同氏を推薦いたしたく、ご審議のうえご同意をお願い申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策を行うため、令和3年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により8月16日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきご報告をするとともに、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、専決処分を行った令和3年度美浦村一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ438万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億2,279万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

民生費について申し上げます。

社会福祉費の老人福祉費では、新型コロナウイルス感染症対策として、「令和3年度敬老会」が中止となったことにより、敬老事業費138万9,000円を減額補正し、代替事業として対象者に「敬老祝い商品券」を交付するため、新型コロナ対応敬老事業費として577万円を計上いたしております。

なお、財源の一部につきましては、これから歳入予算にて申し上げます、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

続きまして、歳入予算について、ご説明申し上げます。

国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として438万1,000円の増額補正をいたしております。

以上、専決処分を行いました令和3年度美浦村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。専決処分につきまして、ご承認をお願いいたします。

議案第2号 村道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回の村道路線の認定のお願いする路線は、国道125号バイパスが完成し、供用を開始した際に、本村に移管されることになる国道125号線上の3路線でございます。

まず、本村は村道として認定し、国道125号バイパスが供用開始した後に本村に引き継ぐ事となります。

つきましては、今回お願いする村道108号線から110号線を村道として認定し、茨城県と重複認定とします。この間は、茨城県が責任を持って維持管理を行います。国道125号バイパスが供用を開始し、移管予定の整備が完了した事を確認後、正式に本村への移管となります。また、国道125号バイパス供用開始については、美浦阿見4車線区間と大谷バイパス区間に分かれるため、供用開始と移管の時期はそれぞれ別となります。

まず、13ページの認定路線位置図の村道108号線をご覧ください。

村道108号線は、国道125号線上の役場東交差点から県道大山江戸崎線との交差点までの区間の認定をお願いするものです。道路延長は1,539メートルとなります。

次に、14ページの認定路線位置図の村道109号線をご覧ください。

村道109号線は、国道125号線上の木原小学校下から役場東交差点までの区間の認定をお願いするものです。道路延長は2,250メートルとなります。

最後に、15ページの認定路線位置図の村道110号線をご覧ください。

村道110号線は、国道125号線上の木原郵便局から阿見町との境までの区間の認定をお願いするものです。道路延長は2,000メートルとなります。

以上、議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第3号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、美浦村総合計画検証委員会を設置するため、別表第1及び別表第2中の「美浦村まち・ひと・しごと創生有識者会議委員」を「美浦村総合計画検証委員会委員」に変更をお願いするものでございます。

以上、議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードを発行する主体として明確に位置付けられるとともに、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収の事務については、同機構が市区町村長に委託して行う形に位置付けが改められることに伴い、本条例の当該個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削るものです。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、配布のとおりとなっております。

以上、議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第5号 損害賠償に関する和解について、ご説明申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する費用について損害賠償請求を行っているもののうち、東京電力ホールディングス株式会社が賠償に応じていない平成23年度、平成24年度の費用について原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターより和解案の提示があったため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

以上、議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第6号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ5億5,169万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ64億7,449万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、第3条の地方債の補正では、2件の限度額の変更をお願いしております。

地方債の補正につきまして、ご説明申し上げます。

一般廃棄物処理事業債では、江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業に係る分担金の財源としておりましたが、分担金の一部が震災復興特別交付税の交付対象事業となったことにより3,890万円の限度額の減額をいたしております。

また、臨時財政対策債では、当初予算計上額4億1,000万円に対しまして、発行可能額が3億6,982万1,000円に確定しましたので、4,017万9,000円の限度額の減額をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財政調整基金費では、前年度繰越金及び普通交付税の交付額の決定等により歳入余剰金が発生したため3億7,278万2,000円を計上いたしております。

企画費では、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の返還金として1,105万5,000円を計上いたしております。

減債基金費においても、財政調整基金費と同様の理由で9,100万円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として203万3,000円、新型コロナウイルス感染症により減免が見込まれる国保税の補填のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として234万7,000円、総額438万円の増額補正をお願いしております。

老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として150万5,000円の減額補正をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、新型コロナワクチン接種事業費で681万円の増額補正をお願いしており、財源として新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充当いたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農地費では、県営土地改良事業負担金として261万8,000円の増額補正をお願いしており、財源として蔵後余郷入土地改良区からの負担金を充当いたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で、村道1556号線の整備に伴う重機借上料132万円の増額補正をお願いしております。

続いて、教育費について申し上げます。

中学校費の学校管理費では、中学校施設管理費で美浦中学校体育館の空調整備工事に伴い7,696万4,000円の増額補正をお願いしております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部充当しております。

続きまして、歳入予算について、ご説明申し上げます。

初めに、地方特例交付金の減収補てん特例交付金及び地方交付税の普通交付税については、交付額が決定したことにより、差額の281万5,000円と3億4,992万4,000円の増額補正をいたしております。

続いて、分担金及び負担金について申し上げます。

負担金の農林水産業費負担金では、基盤整備事業費蔵後余郷入土地改良区負担金として261万8,000円を計上いたしております。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

国庫負担金の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に532万4,000円の増額補正をいたしております。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として総額2,990万2,000円の増額補正をいたしております。

同じく、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として148万6,000円の増額補正をいたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の一般寄付金では、さくら自動車株式会社様より寄附をいただき、100万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で224万7,000円、介護保険特別会計繰入金で820万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金で67万3,000円を、それぞれ増額補正いたしております。

続いて、繰越金について申し上げます。

繰越金の繰越金では、令和2年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が当初予算計上額1億円に対しまして2億8,767万4,000円となりましたので、差額の1億8,767万4,000円を増額補正いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、今回の令和3年度美浦村一般会計補正予算（第4号）の概要についてご説明申し上げます。

議案第7号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,672万8,000円を追加し、補正後の予算総額を17億8,472万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

総務費 総務管理費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額203万3,000円の増額補正をするものでございます。

基金積立金 基金積立金の支払準備基金積立金につきましては、前年度繰越金が確定し、今回の補正予算で歳入額が歳出額を上回りましたので、剰余金6,244万8,000円を積み立てし、国保財政基盤の安定を図るものでございます。

次の諸支出金 繰出金の一般会計繰出金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費、出産育児一時金の歳出額確定による差引額相当分について一般会計へ返還するもので224万7,000円の増額補正をするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税減免について、地方創生臨時交付金で交付が見込まれる分を、それぞれの区分において減額するものです。

繰入金 他会計繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の補正額と同額の203万3,000円を増額補正するもので、これについては法定繰入分となっております。

また、節 その他繰入金で、新型コロナウイルス感染症による国保税減免の地方創生臨時交付金分として234万7,000円の補正をお願いするものです。

繰越金につきましては、令和2年度決算の翌年度繰越額が確定しましたので、一般被保険者分で6,469万5,000円の増額補正をするものでございます。

以上、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第8号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ6,383万円増額しまして、予算総額を14億1,583万円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出について、ご説明いたします。

初めに、総務費、総務管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして266万7,000円を減額、また、介護保険事務費で、会計年度任用職員の期末手当を7万5,000円増額しております。

次に、基金積立金の介護給付費準備基金積立金について、前年度の歳入歳出差引残高から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費・介護保険事務費



等の総務費の精算返還金の返還後の残高を基金に積み立てるため3,986万2,000円を計上するものです。

次に、地域包括支援センター費、総務管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして108万7,000円を増額しております。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金の第1号被保険者保険料還付金について18万2,000円を、国庫支出金等返還金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る精算による、国庫支出金返還金として771万3,000円、支払基金交付金返還金として409万円、県支出金返還金として528万円、合計1,708万3,000円を増額計上しております。

次に、諸支出金、繰出金の一般会計繰出金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費・介護保険事務費等の総務費の精算返還金、合計820万8,000円を増額計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明いたします。

初めに、繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金について、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費等に対する繰入金として150万5,000円を減額しております。

次に、繰越金につきましては、前年度の歳入歳出差引残高6,533万5,000円を計上するものです。

以上、令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案第9号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億7,547万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明いたします。

諸支出金 項1の償還金及び還付加算金につきましては20万円の増額補正をするものでございます。理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症による令和2年度以前の後期高齢者医療保険料の減免については歳出から還付しており、現在の予算額では不足するため補正をお願いするものです。

項2の繰出金につきましては、令和2年度歳入の一般会計繰入金に係る精算返還金として67万3,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

繰越金につきましては、令和2年度決算の翌年度繰越額が確定したため、前年度繰越金で67万3,000円の増額補正をするものでございます。

諸収入の保険料還付金は、還付した過誤納保険料について後期高齢者医療広域連合より償還されるもので、歳出 諸支出金の償還金の補正額と同額の20万円の増額補正

をするものです。

以上、議案第9号についてご説明申し上げました。

議案第10号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で、職員給与関係費及び委託料で1,947万円の増額補正をいたしております。

また、第3条の債務負担行為の補正では、表のとおり、2件で1億4,129万2,000円の債務負担の追加をお願いしております。

それでは、補正予算別明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして、ご説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用では、職員給与関係を調整し、配水及び給水費の手当で2万円、法定福利費で8万2,000円、委託料の管路更新計画・旧送水管撤去整備基本計画の策定に関する業務委託分としまして1,075万8,000円、合計1,086万円の増額をお願いしております。

次に、総係費では、給料で464万1,000円、手当で298万9,000円、法定福利費で98万円、合計861万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、債務負担行為につきまして、ご説明申し上げます。

配水場の運転管理業務委託が、本年度で現契約が終了となり、次年度以降の予算執行にあたり年度内の契約が必要となることから、期間を令和4年度から令和6年度までの3カ年とし1億500万円の債務負担の補正をお願いしております。

また、水道メーターの検針業務委託が、本年度で現契約が終了となり、次年度以降の予算執行にあたり年度内の契約が必要となることから、期間を令和4年度から令和6年度までの3カ年とし3,629万2,000円の債務負担の補正をお願いしております。

以上、令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。

議案第11号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の営業外収益で164万1,000円の増額、支出の営業費用で129万2,000円の減額をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の建設改良費で76万6,000円の減額をお願いしております。

また、第4条の債務負担行為の補正では、表のとおり、2件で2億8,758万円の債務負担の追加をお願いしております。

それでは、補正予算別明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入予算につきまして、ご説明申し上げます。

収入の営業外収益の補助金で164万1,000円の増額をお願いしております。

支出の営業費用では、業務費で203万円の増額をお願いしております。

こちらにつきましては、農業集落排水に対する接続支援事業費補助金が不足したために、県補助金分としまして収入の増額を、接続支援事業費補助金の支給分としまして支出の増額をお願いするものでございます。

また、総係費で、職員給与関係費としまして332万2,000円の減額をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

支出の建設改良費で職員給与費の調整を行うため76万6,000円の減額補正をお願いしております。

続きまして、債務負担行為につきましてご説明申し上げます。

公共下水道及び農業集落排水の処理施設に関する維持管理業務委託が本年度で現契約が終了となり、次年度以降の予算執行にあたり年度内の契約が必要となることから、期間を令和4年度から令和6年度までの3カ年とし、1億5,228万円の債務負担の補正をお願いしております。

また、公共下水道及び農業集落排水の汚泥処理に関する業務委託が本年度で現契約が終了となり、次年度以降の予算執行にあたり年度内の契約が必要となることから、期間を令和4年度から令和6年度までの3カ年とし、1億3,530万円の債務負担の補正をお願いしております。

以上、令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案第12号から議案第18号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しいところ決算審査報告のためにご出席をいただいております椎名監査委員に、お礼を申し上げます。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか、審査を実施していただきました。

この席をお借りしまして、椎名監査委員、岡沢監査委員の日頃のご尽力に対しまして、改めまして感謝申し上げますと存じます。

さて、議案第12号から議案第18号は、令和2年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算の認定と、電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件にかかる案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第4項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第32条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の令和2年度美浦村歳入歳出決算書、事業報告書及び公営企業会計決算書をご覧いただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書をそえてご報告いたします。

別添資料となっております、「健全化判断比率の報告について」及び「資金不足比率の報告について」をご覧ください。

各比率について申し上げます。

最初に、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率についてはそれぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債費比率は6.1%、将来負担比率は92.2%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、下水道事業会計、電気事業会計のいずれも資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

## 令和3年第3回美浦村議会定例会追加議案提案理由説明書

発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書及び発委第3号 オンライン本会議の実現に要となる地方自治法改正を求める意見書につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに、発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続く中、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない、厳しい状況に直面しております。

我々地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現と合わせ、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、これらの実現には地方税財源の充実が不可欠であります。

以上のことから、本意見書は、国に対し令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けた施策を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

続きまして、発委第3号 オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書について、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模地震、風水害等の非常時において、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない場合、また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、議場以外の場所から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められております。

これらに対処するための有効な手段として、オンラインによる会議の開催が注目されておりますが、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念が、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は、現行法上できないとされています。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を示しておりますが、本会議でのオンライン化ができなければ、議会運営上の利点は限られます。

本意見書は、国に対し、非常時には地方議会の判断で本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請するものであります。

以上、一括して提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**令和3年第3回  
美浦村議会定例会会議録第1号**

---

令和3年9月7日 開議

---

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明省略・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度美浦村一般会計補正予算(第3号))

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(議案一括上程・提案理由の説明省略)

議案第2号 村道路線の認定について

議案第3号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第5号 損害賠償に関する和解について

議案第6号 令和3年度美浦村一般会計補正予算(第4号)

議案第7号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

議案第11号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第13号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第14号 令和2年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第15号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第16号 令和2年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計決算認定の件

議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(請願付託)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

請願第2号 新型コロナ感染防止対策の慎重な施策を求める請願

---

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君					
教	育	長	富永	保君				
総	務	部	長	平野	芳弘君			
保	健	福	祉	部	長	吉田	正己君	
経	済	建	設	部	長	吉田	公一君	
教	育	部	長	木	鉛	昌夫君		
総	務	課	長	青	野	克美君		
企	画	財	政	課	長	菅	野	眞照君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	正	慶	將	暢
書					記	木	村	弘	子
書					記	渡	邊	涼	介

---

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のと

おりといたします。

---

○議長（下村 宏君） ここで、本職からあらかじめ申し上げます。

定例会中、全ての会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスク着用にて発言を行うことを求めます。また、国の緊急事態宣言中でありますので、時間を短縮して実施するため、提案理由説明書の確認をいただき、詳細が i P a d に載っておりますので、いつも以上に審議に集中し、簡明に効率よく、かつ、的確な質疑、説明、答弁の意識を持って臨まれることを強く望みます。

また、議会出席者の皆さんに申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、毎朝の検温をお願いをいたします。さらに、少しでも体調に異変を感じた場合は、出席をお控えいただくようお願いを申し上げます。

また、本日は、椎名利夫監査委員にも出席をいただいております。

それでは議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

[村長 中島 栄君 登壇]

○村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。令和3年第3回美浦村議会定例会にご参集いただき、ご苦勞さまでございます。

7月23日には1年遅れになりました東京オリンピックが開催され、全ての競技において日本選手の活躍が報道されました。パラリンピックにおいても8月24日に開催され、9月5日には閉会式が行われました。各種競技の選手たちが、テレビの映像でありましたが、国民に感動を与えてくださいました。コロナ禍の開催でなければ、全国民の応援で盛り上がりは最高に達しただろうと思います。

8月には、日本各地で例年になく想定外の豪雨に見舞われ、水没や土砂災害が発生いたしました。災害に遭われた地域、皆様には改めてお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の猛威は8月に入り全国に広がりを見せ、1日2万人を超える感染者が報告されるようになりました。東京都を含め13都府県は、先月20日から9月12日まで緊急事態宣言が発出され、その後、27日には8道県が緊急事態に追加されました。感染次第では、12日以降の緊急事態の延長も報道される見込みと聞いております。

医療機関での病床確保には、都道府県よりも国が強い姿勢で取り組んでいただけるようお願いいたします。美浦村では昨日6日までに感染者は202名であり、感染者の増加が懸念されるところであります。茨城県では感染者が昨日まで2万1,846名と、増加傾向に歯止めがきかない状況であります。ウイルスもほとんどがデルタ株に置き換わっているとの報告であり、20代、30代も重症化している報告がされております。早めのワクチン接種を願いたいものであります。

学校の始業については、8月27日に知事の記者会見があり、県は緊急事態後の9月13日にす



るとの報道がされ、教育長と各校長とで調整を行いました。体育祭、運動会、各イベントについては、各学校で調整をされております。

9月に入り残暑も幾分和らぎ、朝夕は過ごしやすく感じられるように思います。議員各位には残暑の続く中、体調には配慮いただき、議会活動に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

国政では菅首相が総裁選に続投する意向を示していましたが、3日に急遽不出馬を表明したことにより、自民党国会議員の間では迫る衆議院選挙に勝てる顔として、派閥を超えての候補者選びが本格化しております。コロナ禍の選挙であり、国民は平時の社会活動がコロナにより制限されているため、早期の終息に向けた対策を国として打ち出していきたい。コロナ後には、安定的な国政を担える政権が誕生することを国民が望んでおります。次期首相には、政権運営はもちろん経済も立て直す指導力を発揮していただき、国民に寄り添った日本のかじ取りを願いたいものであります。

5日には茨城県知事選挙の投票があり、現職の大井川和彦氏が再選されました。美浦村、議会、村民としてお祝いを申し上げます。「新しい茨城づくりにチャレンジ中です。」とのはがきが県民にありましたが、知事選挙としては盛り上がり欠ける信任投票のようでありました。2期目には茨城県のさらなる発展、改革に邁進していただければ44市町村にとってうれしい限りであります。

美浦村の今後の各事業について、今年度も昨年に続き、ほぼ中止の事業が多くなっております。村主催の敬老会、陸平縄文ムラまつり、みほ産業文化・スポーツフェスティバルも中止とさせていただきます。近隣の自治体でも、ほとんどの事業が中止となる報告をいただいております。残念ですが、コロナの感染終息を早く願いたいものであります。安心して年間の各事業が行えるよう、議員共々願っております。

今定例会は、令和2年度の各会計の決算認定があります。監査委員の椎名利夫様には御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。椎名様と岡沢 清議員には例月監査を含め、御尽力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。椎名様には後ほど、決算審査の報告があります。よろしく願いをいたします。

今定例会に提出してある案件は、諮問第1号及び議案第1号から議案第18号までの19案件であります。議員各位にはご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

8番議員 飯田洋司君。

10番議員 林 昌子君。

11番議員 小泉輝忠君。

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から30日までの24日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から30日までの24日間と決定をいたしました。

ここで、議長よりただいま決定した会期の理由について申し上げます。

会期中に、議員が新型コロナウイルスに感染した際、また、濃厚接触者等で自宅待機になったとき、これらが最終日と重なる場合には、会期延長の決定をとるための会議を開くことが出来ない恐れがあるため、会期延長の措置が出来ず、村長から提出された議案が廃案となってしまいます。それらを避けるため、便宜上、当初の予定の最終日から2週間延ばした30日としておいて、9月15日に質疑、討論、採決までの全議事が終わったときは、本職から会期の短縮をする発議をさせていただきます。9月15日に閉会する意図・目的のものでございます。

この予定で進行できるよう、議員初め、議会出席者は少しでも体調が悪いときは無理な出席はしないよう、いつも以上に高い健康意識、感染拡大防止の意識を持って臨まれることを重ねてお願いを申し上げます。

なお、6月議会に続いてクールビズでのポロシャツ着用を認めております。上着等それぞれ各自で調整をしてくださるようお願いをいたします。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前にお配りしております。

お諮りをいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は承認することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

本案について会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。  
よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。  
質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本件は適任と認め、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認め、答申することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号 村道路線の認定についてから、日程第14 議案第11号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）まで、10議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由書の説明書を事前に配付をしております。

お諮りをいたします。

議案第2号から議案第11号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第21 議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 中島 栄君 登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、議案第12号から議案第18号までの提案理由の説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、本日、大変お忙しい中、決算審査報告のために出席をいただいております椎名監査委員に御礼を申し上げたいと思います。先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に関わる事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか審査を実施していただきました。この席をお借りいたしまして、椎名監査委員、岡沢監査委員の日頃のご尽力に対して、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

なお、提案理由の詳細につきましては、さきにお示しをさせていただいているとおりでございますので、割愛をさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

椎名利夫監査委員。

〔監査委員 椎名利夫君 登壇〕

○監査委員（椎名利夫君） 令和2年度決算審査報告。

令和2年度美浦村一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計、並びに電気事業会計剰余金の処分及び決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

審査の結果において特に気になった点は、法人村民税の大幅な減額であります。特別法人事業税の創設に伴い、令和元年10月以降に開始する事業年度からの決算に対する法人税割の税率が9.6%から6.0%に改正されたことが大きな要因です。

諸税等の滞納は少なくなってきましたが、今まで公共下水道事業使用料及び負担金、農業集落排水事業使用料及び負担金、水道料金の滞納については、滞納整理が進んでいませんでしたが、令和2年度より滞納者の分析、台帳の整理がなされ、財産調査や水道等の供給停止を開始しました。生活状況の聞き取りや納付相談などを実施しながら、粛々と徴収・執行停止を進め、滞納額の圧縮を継続してください。

新たな統合小学校の建設が決定され、建設地が美浦中学校内に決まりました。今後は、設計や建設資金の確保に向けての協議が開始されます。課題は多いとは思いますが、「第7次美浦村総合計画」にあります、子供の健やかな成長を育む村づくりを体現する学校建設となりますので、大いに期待しております。

新型コロナウイルス対応・対策の徹底が最優先です。補助金等を適切に配分し、住民の生命・財産を守ることを第一に予算措置、執行を実施してください。

その他については、岡沢監査委員とともに、決算審査意見書を村長に提出しております。

以上申し添えまして、終わりにしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長並びに椎名監査委員には提案者の説明、また決算審査の報告、大変お疲れさまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程第15 議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第21 議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、以上7議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。  
これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。  
ここで暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時32分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長より報告をいたします。  
委員長に山崎幸子君。副委員長に林 昌子君。  
以上でございます。

8月30日までに受け付けをいたしました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり所管常任委員会に付託をいたします。所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしく願いをいたします。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。  
本日はこれにて散会といたします。  
お疲れさまでした。

午前10時33分 散会

**令和3年第3回  
美浦村議会定例会会議録第2号**

令和3年9月15日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第2号 村道路線の認定について

議案第3号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第5号 損害賠償に関する和解について

議案第6号 令和3年度美浦村一般会計補正予算(第4号)

議案第7号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

議案第11号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)

(委員長報告・討論・採決)

議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第13号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第14号 令和2年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第15号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第16号 令和2年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計決算認定の件

議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

請願第2号 新型コロナ感染防止対策の慎重な施策を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明省略・質疑・討論・採決)

発委第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

(意見書一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

発委第3号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

閉会中の所管事務調査について

---

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君					
教	育	長	富永	保君				
総	務	部	長	平野	芳弘君			
保	健	福	祉	部	長	吉田	正己君	
経	済	建	設	部	長	吉田	公一君	
教	育	部	長	木	鉛	昌夫君		
企	画	財	政	課	長	菅	野	眞照君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	正	慶	將	暢
書					記	木	村	弘	子
書					記	渡	邊	涼	介

---

午前10時01分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会のご参集大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のと



おりといたします。

---

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

---

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第2号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第3号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第4号 美浦村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第5号 損害賠償に関する和解についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第6号 令和3年度美浦村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第7号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第8号 令和3年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第9号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第10号 令和3年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑ある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第11号 令和3年度美浦村下水道事業会計補正予算  
（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第17 議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の7議案を一括議題といたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 山崎幸子君。

〔決算審査特別委員長 山崎幸子君 登壇〕

○決算審査特別委員長（山崎幸子君） 令和2年度美浦村決算認定の7議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和3年9月7日日本議会において設置され、同日、議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の7議案が委員会付託となりました。

特別委員会は、9月7日、13日の2日間開催をいたしました。

9月7日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推選により、決算審査特別委員長に私、山崎幸子、副委員長に林 昌子君が選任をされました。

9月13日の特別委員会では、議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件までの7議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計決算認定の件の6議案は、全会一致により認定するものと決定いたしました。

また、議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件は、全会一致により可決及び認定するものと決定いたしました。

以上の結果を、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため省略をいたします。

これより、日程第11 議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

日程第12 議案第13号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

日程第13 議案第14号 令和2年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

日程第14 議案第15号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

日程第15 議案第16号 令和2年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

日程第16 議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

日程第17 議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり、可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第18 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願及び日程第19 請願第2号 新型コロナウイルス感染防止対策の慎重な施策を求める請願を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長 塚本光司君。

〔厚生文教委員長 塚本光司君 登壇〕

○厚生文教委員長（塚本光司君） 請願審査結果報告。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願及び請願第2号 新型コロナウイルス感染防止対策の慎重な施策を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願2件を審査するため、9月8日水曜日午後2時より委員会を開催いたしました。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきまして申し上げます。この請願書は、提出者、茨城県教職員組合、杉山繁氏ほか42名、紹介議員は山崎幸子議員です。請願内容は、子供たちの学びの質を向上させ



ること。また、教職員の職場環境改善の必要性を評価し、全会一致にて採択いたしました。

請願第2号 新型コロナウイルス感染防止対策の慎重な施策を求める請願につきまして申し上げます。この請願書は、提出者、樋口 明氏、紹介議員は、岡沢 清議員です。なお、委員会においては、請願者である樋口氏から請願の趣旨説明及び意見を述べていただきました。請願内容の1点目については、新型コロナウイルス感染症の拡大が若年層にまで広がっていること。ワクチン接種は、他人に移さないための方策の一つであること。2点目については、ワクチンパスポートが経済回復の観点から重要であること。ただし、この施策の実施には、ワクチン未接種者に対する不当な差別が生じないように配慮が必要である。等の意見が出されましたが、決により、賛成少数で不採択と決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

日程第18 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

本請願は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は、委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

日程第19 請願第2号 新型コロナウイルス感染防止対策の慎重な施策を求める請願の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすることです。

本請願を、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手少数です。

よって、本請願は、不採択とすることに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第20 発委第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにした  
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定を  
いたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第21 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方  
税財源の充実を求める意見書及び日程第22 発委第3号 オンライン本会議の実現に必要と  
なる地方自治法改正を求める意見書を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 沼崎光芳君。

〔議会運営委員長 沼崎光芳君 登壇〕

○**議会運営委員長（沼崎光芳君）** それでは私から、発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書及び発委第3号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

なお、発委第2号及び発委第3号の提案理由につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

議員各位におかれましては、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○**議長（下村 宏君）** 提案理由の説明が終わりました。

日程第21 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

日程第22 発委第3号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（下村 宏君）** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

---

○議長（下村 宏君） 日程第23 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

お諮りをいたします。

本定例会に付議された事件は全て終了をいたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

コロナ禍の議会ということでありましたけども、議員並びに執行部の皆様のご理解をいただき、今日で閉めることが出来ました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下村 宏

署名議員 飯田洋司

署名議員 林 昌子

署名議員 小泉輝忠

## 美浦村議会決算審査特別委員会

(第1号)

令和3年9月7日 開議

### 1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

### 1. 出席委員

委員長	山崎幸子君
副委員長	林昌子君
委員	下村宏君
〃	小泉嘉忠君
〃	北出攻君
〃	松村広志君
〃	葉梨公一君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局長	正慶将暢
書記	木村弘子

○議会事務局長（正慶将暢君） それでは、決算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でございますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしくをお願いいたします。

---

午前10時26分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は12名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長が指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長が指名することに決定いたしました。

それでは、山崎幸子君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、山崎幸子君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

---

○委員長（山崎幸子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の選挙の方法は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、委員長が指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。それでは、林 昌子君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

---

○委員長（山崎幸子君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月13日午前10時から開催いたしますので、よろしく  
お願いいたします。

お疲れ様でございました。

午前10時30分散会



## 美浦村議会決算審査特別委員会

(第2号)

令和3年9月13日 開議

### 1. 審査案件

- 1) 議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第13号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第14号 令和2年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第15号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第16号 令和2年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 6) 議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計決算認定の件
- 7) 議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

### 1. 出席委員

委員長	山崎幸子君
副委員長	林昌子君
委員	下村宏君
〃	小泉嘉忠君
〃	北出攻君
〃	松村広志君
〃	葉梨公一君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君	
教	育	長	富永保君	
総	務	部	長	平野芳弘君

保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	吉 田 公 一 君
教 育 部 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	大 竹 裕 幸 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 澤 光 一 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 安 全 課 長	笹 倉 英 雄 君
上 下 水 道 課 長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	吉 原 克 彦 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

#### 1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書	記 木 村 弘 子
書	記 渡 邊 涼 介

午前10時01分 開議

○委員長（山崎幸子君） それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席委員数は12名です。

それでは、ただいまより令和3年第3回定例会決算審査特別委員会を開会いたします。

委員並びに執行部各位に申し上げます。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、決算書及び事業報告書の

ページ数、並びに科目名を示してから簡単明瞭な質疑を行ってください。

なお、この際、ページ数を言ったときに、少し数十秒間をあけて、皆さんがページを開くのが間に合うような、間に合ってから質問に入るようお願いいたします。

また、執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用して、はっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今定例会において、当委員会に付託されました議案の審査を行います。

当委員会に付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第12号から議案第18号まで、各会計の決算認定及び剰余金の処分の7議案となっております。

なお、一般会計審査の質疑の順番については、歳入全般から行い、歳出については、款・項・目の項ごとに議会費から順番に行います。

それでは、議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

初めに、歳入14ページから55ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 決算書51ページでございます。

ここに、不納欠損額というのがありますけれども、学校教育課のほうで給食費25万円ほど不納欠損を行っておることを、この前のときに説明を受けました。額的には25万円という小さい額でございますけれども、ここまでにですね、その結論を見いだすまでの労力というのは、大変な労力を使ったものだと思います。まして、現在ですね、新校舎建設に向かって大変な時期にああいう質問をしてしまいまして、私としてもね、もう少し先送りすればよかったのかなというふうな考えでございましたけれども、小山課長以下ですね、課員の皆様にはご苦勞様でした。というようなことでお伝えをいただければと思います。木鉛部長、よろしくをお願いいたします。

51ページでございますけれども、この欠損額2万と250円。こちらですね、内訳っていうか、内容をお聞きいたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 一般会計歳入51ページの不納欠損額2万と250円ということで、ちょっと外で聞いていたんですけども、その場面でよろしいですか、北出委員。

〔うなづく者あり〕

○国保年金課長（鈴木 章君） （続）こちらについては、一般会計、医療福祉費、マル福で過年度分に支出したのなんですけれども、転出などによりまして、そもそも受給の資格がなかったところに対して、申請、支払ったもので、それを返してもらものなんですが、不納欠損ということで1人、2万と250円、欠損を出しております。その催促といたしますか、年度

末に一度わかった時点で、年に1回なんです、これが納めてくださいということで、転出先の市町村とかの被保険者の住所のところに送る形で催促をしております。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 内容わかりました。

これ、住所とか、そういうものも全然わからないわけじゃないですよ。

〔うなずく者あり〕

○委員（北出 攻君） （続）その辺で欠損したっていうのは何かこう、もうとれないよとか、何かあるのかどうか、その辺の理由をお聞かせください。

○委員長（山崎幸子君） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 住所につきましては、転出時、転出時に美浦村へ届けた住民異動届、これをもとにして送っておりますが、そういった送り先——送った先のところで、例えばさらに転出、転居とかをして宛先に尋ね当たりませんというものは、ケースとしてはないものと記憶はしております。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 通知に関しては、転居先から転居しても、こちらからの通知は届いているということですか。

○委員長（山崎幸子君） 国保年金課 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 戻ってこない限り、郵便物が戻ってこない限りは、そのように認識しております。また、資格がなくなった時点で当該年度中に通知をしておりますので、あとは納めるべき人、不能になった人の意識の問題かと思えます。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 額的にはですね、2万と250円ということでございますけれども、先ほどですね、学校教育課のほうで不能欠損をやるにはそれだけのプロセスを踏んでやったわけでございます。ですから、こういうですね、欠損処理をするときには、やはりある程度の訪問から始まって、そういうプロセスですね、……多分これは保険料だから、多分ちょっと違うと思うんですけども、そういうものをプロセスを踏んでですね、欠損処理をしていただければと思いますけども、その辺もう一度ちょっとお願いします。

○国保年金課長（鈴木 章君） お答えいたします。

○委員長（山崎幸子君） 発言は、指名されてからで。

鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） プロセスの話ですけれども、事務的には保育料でしたっけか、学校のほうですね、そちらのほうを参考にしながら改善のほうはしていきたいと思えます。また、欠損については、村の税金、欠損処理とかよくあるものですが、そちらのほうも手順を踏ん——参考にしながら、この医療福祉費の欠損についても同様の処理をして、今後改善ということでやっていきたいと思えます。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） そのように、これからはですね、監査のほうはもう終わっていることとございますので、来年以降ですね、そのような形でやっていただきたいと思いますので、——これ、医療福祉費、これはでございますけれども、そのほかに関しても、これは同じだと思います。税関係についてはね、かなりしっかりやっています。収納課のほうでやっているので、それはオーケーかと思います。ですから「料」とかに関しても、また同じあれでやっていただければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

もう一つよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 鈴木課長のほうは今手を挙げたんですけど、大丈夫ですか。北出委員の……。

○国保年金課長（鈴木 章君） 今の不納欠損の件、了解いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 今のとはまた別なんですけども、53ページで細節のこれ142と145かな。生涯学習課関連団体解散精算金。多分これはどっかの団体が解散したんで留保金を一般会計に振り込んだよと、繰入れたよというようなことかだと思います。その内容とですね、145番の過年度支出金精算金46万8,422円、こちらのほうの内容をちょっと教えていただければと思います。お願いします。

○委員長（山崎幸子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） ではまず総務課のほうから、145番ですね。過年度支出金精算金46万8,420円についてご説明したいと思います。こちらにつきましては、職員のほうに扶養手当並びに児童手当を支給しているところとございますが、これにつきましては、大体1年半か2年に一遍、その被扶養者に関しての収入の調査が行われております。その調査——扶養の結果なんです、総額的には不用の金額クリアされているところなんです、共済のほうで3カ月以上、ある程度の金額を得たものについては、その扶養から外れるよというような決まりがございます。トータル的に見るとは、税法上の上限額までいってないんですが、それを単純に12で割った場合に、大体10万そこそこの金額になるんですが、その金額が3カ月続いた場合、これについては、今まで支給していた扶養手当について返還を求めるところの仕組みになっているんですが、今回、昨年度その調査を実施したところ、職員の中で、先ほど申しましたように、たまたまその3カ月間がその規定をオーバーしているということが発覚したもんですから、それを遡って職員のほうから徴収といいますか、返していただいたような作業を行ったところの金額でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 生涯学習課 吉原課長。

○生涯学習課（吉原克彦君） 生涯学習課吉原でございます。

ご指摘の53ページ、142番、生涯学習課関連団体解散精算金でございますが、こちらにつき

ましては、市町村ゴルフ大会というものが過去にございました。その際に、入出金をしておりました通帳。それから、美浦ターゲットバードゴルフという通帳がございます。こちら、両団体とも、現在のところ活動は行っておりません。そのため今回、令和2年度におきまして、解散精算金という形で、市町村ゴルフ大会が10万3,660円、美浦ターゲットバードゴルフが20万9,395円、合わせまして31万3,055円の精算という形になります。

よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 145番のほうが扶養者の所得要件に当てはまらなくなったということ、返還を求めたものであるというようなことで了解をいたしました。

142番、市町村ゴルフ大会とターゲットバードゴルフの二つの通帳が、今現在、活動してないというようなことでもいいのかと思うんですが、こちらは会員とかそういうものはゼロ、もういないというようなところで、通帳をなくしたというようなことでよろしいのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 吉原 生涯学習課長。

○生涯学習課（吉原克彦君） 市町村ゴルフ大会なんです、こちらにつきましては実際のところ、まだゴルフ大会は行っております。市町村対抗で行ってありますが、そちらに出場する団体、美浦村として出ておりませんので、こちら通帳で管理するべきものではなく、一般会計もしくは体協の中で管理するものかと思っておりますので、今回合わせて精算という形になります。

それから、ターゲットバードゴルフにつきましては、こちらのほう、全くもって活動を行っておりませんので、「解散・精算」というような形になりました。

よろしく願いします。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 了解をいたしました。以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 今回の件とちょっと関連するんですけども、今、通帳で持っていたんですよね、そういうものがね。ということになりますと、5年10年動かないと、10年動かないと、もう国庫金になってしまうような仕組みになってきてるんで、まず、団体がもうやっていないものについては、早急に処理をしてください。というのはですね、その団体がですね、本当は個人に——全部個人の集まりであれば、個人に確認して入れなきゃならない性質のものだと思うんで、時効というものも発生してくるから、5年過ぎているんで問題ないと思いますけども、そういうものを持たないようにできるだけ。不正の元になりますんで、そのことだけは申し添えておきたいなというふうに思います。

以上です。よろしく願いします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、歳入の質疑を終結いたします。

歳出の質疑に入ります。

初めに、第1款 議会費、第2款 総務費の審査を行います。

まず、議会費、決算書56ページから59ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の総務管理費、決算書58ページから91ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 決算書のですね、89ページになります。

2-1-23の事業3番の10番、需用費、こちらのほうですね、流用——こちらで多分足りなくなつたから12節から流用していると思うんですが、これ、流用する場合は、足りない分だけを流用するものだと思います。

その下で、今度は逆に、事業3の13節のほうへ今度流用をしていると。

今度はまた23、17節から足りなくなつたんだと思うんですが、流用をしているということになっております。

で、これはこういう処理がですね、財務規則上、問題ないのか。

それと、どうしてこういうふうなあれになつたのか教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 北出委員のご質問にお答えいたします。予算上の科目で申し上げますと、経済課担当で事業を執行したわけでございますが、財務規則の中身になりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回の今ご指摘いただきました特別定額給付金給付事務費、その中の需用費の中で、1個目のポツで2款1項23目からまず流用、そのあと2款1項23目13節へ流用、で、3ポツ目で1款1項23目17節から流用と6万8,000円、5万9,000円、7万1,000円という流用、から流用、へ流用、から流用という、こういう案件は非常に少ないものになっておるわけなんです、当然財務規則という会計の規則にのっとりまして、流用できるもの、できないものが決まっておりますので、できないものから当然利用ができないわけでございますが、人件費等がそれに当たるわけでございますが、今回の特別定額給付金事務費に関しましては、基本的に——委員ご承知のとおり、国の特別定額給付金を給付するための事務費ということで10分の10、国のほうから入ってくるお金になっておるものでございます。

通常、流用する場合には、企画財政課財政担当のほうに印を押印しまして、システム上で流用をしていくというのが流れになっております。予算のないものを基本的には科目間で流用で

きるようになりますので、あくまで歳出するものがもう既に決まっています、——例えば、100万円ある予算で10万円足りなくなりました。ですから、「10万円を流用願います。」という文書が出てきます。10万円足りないのであれば、予算上、規則の中で流用が可能であるということとを判断いたしまして、10万円の流用を通常はして、それで終わりになるということでございます。

例えば今、委員のほうからご指摘ありましたように、今、10万円流用したにもかかわらず、そこからさらに2万円をほかの科目へ流用するということは、基本的にはまずあり得ません。かつ、システム上もそういう流用しようとする、この流用はどうしてこういうふうになるんですか、——要はアラートといいますか、注意が出ます。当然、普通はできないんですけれども、今回の冒頭に申し上げました特別定額給付金給付事務費に関しましては、予算をとる段階で科目取りの予算をつけさせていただいております、運用していった流れの中で、流用がちょっと多くなってしまって、流用して持ってきたにもかかわらず、他科目へ流用しているというような案件が生じたものでございます。

基本的には、決算書全部見ていただくとほかにも幾つかあるかもしれませんが、ただいま申し上げましたように、流用して持ってきた科目から他科目へ流用するというのは、アラートを出して簡単にできない、要はおかしくないですかという注意が、システム上も出る仕組みになっております。

令和2年、3年あたりの予算に関しましては、かなり財政が厳しくなっておりますので、予算の積算を厳しくやっている。もう、要はスパスパの予算を組んでおまして、流用伝票というのが、下期になってまいりますと結構生じてまいります。それは運用上致し方ないと考えておりますが、今、委員のほうからご指摘がありましたような流用科目から他科目への流用、これは基本的には財務規則上はできますけれども、当然委員ご指摘のとおり、おかしくないですかということですので、普通はあり得ません。

今回の特別定額給付金給付事務に関しましては、科目づけ予算であったということの流れを踏まえまして、それは10分の10国費だからいいだろうということで財政のほうで判断して、流用科目から流用を、さらにそこから流用というような、ちょっと特殊な動きになってしまったところでございます。

今ご説明いたしましたように、予算に関しましては、当然議会の承認をいただきまして、その中で動くのが大前提でございますが、例えば修繕費とか突発的なものが生じたときには、どうしても流用的なことが発生をしております。その中で、予算の中で、流用で対応できるものに関しては流用でやらせていただいているのが現状でございます、ただ、その場合も、先ほど申し上げましたように、工事費が例えば10万円だったら10万円のみを流用を通常認めておりますので、今回ご指摘をいただいたような案件というのは、こういう特殊な例を除いてはそう発生するものではないと。非常に弁解済みになって申し訳ないんですけれども、システム上もきちんとチェックをしながら運用しておるし、こういう流用から流用みたいなことは基本



的にはやらしていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） これを見るとですね、決算書を見ると、ほかにも結構あるんですね。

これだけじゃなくて、流用して持ってきたにもかかわらず、またその科目から違うところへ持っていつている。これは、流用自体が認められているものかもしれませんが、議会のほうの承認を得ないでこれはできるというようなことになってるのは、それはわかります。ですけれども、そういうことが、チェック機関が対応していないものに関しては、やはりある程度ですね、しっかりとチェックを入れてもらって、どうしてそういうことになったのかというようなところをですね、ちょっと考えていただければと思っております。多分、チェックはシステム上チェックが出るけれども、なかなかそれがそのとおりにならないと、その先へ進んでしまうというようなことかと思えます。そこでロックしないで。

ですから、その辺ですね、もう少しシステム上もですね、見直してもらえればと思うんですが、その辺をちょっと、財政課長、答弁のほうをお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今、北出委員のほうからご指摘いただきました、システム的な対応をもっときつくるべきであるというご指摘であると思えます。当然、予算に関しましては、議会の承認をいただいて執行していくという大前提になっておりまして、例えば、新しい補正予算の算定があって議会のタイミングがあるもの、それに関しましては当然、補正予算を計上させていただきまして、議決をいただいて執行していくと。それはあくまでも大前提であるというふうには、執行部サイドも重々わかって運用しているものでございまして、それをできるだけ少なくするために、各施設管理費につきましては、以前も予算審査特別委員会のほうでもご指摘いただきましたが、積算をされてない修繕費、例えば10万円のなつけ方をさせていただいております。そういうことで、こういう流用の発生をできるだけ抑えたいということがございまして、予算上も、先ほど申し上げましたキツキツでやりつつも、施設管理的なものに関しましては、管理してる流れの中で、急に直さなきゃならないものが生じるという部分が発生することは、既に織り込みをさせていただいております、予算の中で、そういう緊急的な軽微な修繕は対応できるようにさせていただいておりますのが現状でございます。

北出委員のほうから、「システム的にできないようにしてしまえ。」というご意見だったとは思いますが、緊急の流れの中で、流用したけれども、そこから流用しなければならぬというものが発生しないともちょっと言い切れないというものがございまして、財務規則の中で、システム的にはそういう人為的なケアレスミス、流用してきたところから流用してしまうみたいなケアレスミスを防ぐためのアラートとなっておりますのでございまして、先ほど冒頭申し上げましたように、本来であれば、きちんと補正予算を計上して議決をいただくと。大前提は変わらない流れの中で、探求的といいますか、急に必要なものになってしまったものに

関しては、予算の範囲の中で財務規則にのっとった流用というものをさせていただければというふうに考えておるところでございます。

よろしく願いをいたします。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 重箱の隅をつつくような質問で本当に申し訳ないんですけども、財政課長のほうもですね、苦しい答弁、本当にありがとうございました。やはりですね、先ほど言いましたように、議会を通してないものでございますので、なるべくですね、チェックを入れるというようなところで、こういう事態がなくなるような執行管理ですね、それをやっていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） それでは決算書の75ページ、事業報告書59ページですけども、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費ということで、現在、跡地については利活用について検討を進めているというわけですけども、県フィルムコミッションと連携して映画等の誘致を進めているとのことですけども、1月25日には二宮和也さん、ミュージックビデオ撮影「大人のための子守唄」美浦村の木村 大さん等の撮影が行われたということですけども、現在、そういうことで依頼のあるものがあつたら教えていただきたい。なぜかっていうと、そういうふうな話があつたときに、いやこういうことをやってんだよと。東京医科歯科大学霞ヶ浦病院跡地のお話なんか出たときに、そういうことを教えることが必要かなと思うのでわかれば。ただコロナ禍の状況なので、そういうことをPRして人が集まるっていう、その懸念もあるかと思うんですけども、そこら辺はそれなりに判断しなくちゃいけないと思うので、今現在、そういう依頼があるものがあれば教えてもらいたい。

○委員長（山崎幸子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えをいたします。

予算的には、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費ということで91万1,923円の執行でございますが、この跡地を主に撮影箇所といたしまして様々なフィルムコミッションによるロケーションが行われてるものでございます。それは事業報告書のほうにも記載がございます。

今の委員のほうからのご質問では、現在進行形のものがあるのかということと、住民への周知的なご質問だと思うんですけども、実は現在、TBSのワイド系でですね、モニタリングという番組がございまして、その撮影の下打合せで本日、ディレクター等が参りまして、打合せをします。今月中に撮影をする予定が入っております。

ただ、これは今ご指摘をいただいた東京医科歯科大霞ヶ浦分院跡地だけではなくて、他の施設も使うという予定になっておるものでございます。今、委員も重々、コロナ禍の状況をご指摘いただいた上でのご質問だと思うんですが、幅広く今こういうものをやってるからどうぞ皆

さん見てくださいという状況では決してないというふうに考えており、私どもも考えておりました。今回のロケーションに関しましては、全員の2回接種証明もしくは1週間以内のPCR検査陰性をないものは入ってくるなという大前提で進めておるものでございます。そういう意味で、今後ですね、コロナが全部なくなるってことはないでしょうけれども、幅広い撮影が入ってくるとしたときに、その撮影中の状況をですね、どのように住民の皆さんに周知するかというのは、なかなか撮影する側の論理もございまして、非常に難しく考えておるものでございますけれども、広くね、広報できるものに関しましては広報させていただくと同時に、当然、今申しあげましたように、今回のTBSのモニタリングに関しましては、この病院跡地だけじゃなくて、ほかも入ってくると、地元の区長の方には、ある程度人間が入りますので、こういうものが入ってきて、こういう撮影をこういう日程でやるということはお知らせをしております。やっぱり、何だあれはっていう話に当然なりますので、これこれこういう理由でこういう施設をこういうふうに使って撮影をしますということは、お知らせを今までもさせていただいておりますし、これからもしっていくというふうに考えているものでございます。

ただ、先ほど申しあげましたように、撮影が入ってるからどうぞ皆さん見に来てください。というのは、なかなか恐らく今後もですね、難しいのではないかというふうには考えておりますが、許されるものに関しては、議員掲示板等を含めましてですね、——今回も実はエキストラの募集は、実は事業のホームページのほうからやっております、本村からも恐らく何名か採用はされるんだと思いますが、それを美浦のホームページでできるかっていうと、なかなか現状の背景も含めまして、今後村全体で何か大きな撮影があって大きな募集があるときは、当然企画財政課のほうでリードさせていただきまして、村のホームページを使いましてですね、募集することがあれば、それはやっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 課長の説明したとおりで、理解するところであります。

もう一ついいですか。

○委員長（山崎幸子君） 決算審査に直接関係のないものは、後で担当課のほうから聞いていただければいいと思うんですけど。

〔「じゃ、もう一つ。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書81ページ、事業報告書95ページで、事業としては、つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費ということで載っております、ただ路面の表示とかそういうものに関してはもう進んでおりますわけですが、今回、大須賀津湖畔農村公園にサイクリストの駐輪ラックつつうのかな、あれが2基かな、設置されております。自動販売機も設置されておりました。ただ、あそこは駐車場と、ラックと、販売機と、ただ、日によっては、一般ていうか、地元の人たちの散歩がてら自転車で来る人があそこでとめるような状況になっ

てるわけですが、48万幾らで設置されてますけども、あの面積つつうか、幅で、大きさでどうだったのかなっていう、その疑問を持ったので、ちょっと質問させていただきました。

○委員長（山崎幸子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

総務費の企画費のつくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費といたしまして、今、委員のほうからご指摘いただきましたサイクルスタンド、これをつけるための工事費として48万4,000円を支出しておるものでございます。委員のほうの趣旨といたしましては、その規模感とかがあれでいいんですかということだと思わすけれども、現状、このサイクルスタンドを設置したのも、県のほうから、かなり依頼といたしますか、来ておまして、場所的には大須賀津湖畔農村公園が非常にいいということで、県のほうとしては、「ここをうまく美浦村さん活用してくださいね。」という要望がありました。昨年、一昨年ですか、令和元年度に、矢羽等の様々な工事をやらせていただきまして、あれに関しましては、社会資本総合整備交付金、——社総交というものを使わせていただきながらやらせていただいた。今回のサイクルラックに関しましては、そういう国県の補助は入らないという前提の仕事となっております。今後、村がつくば霞ヶ浦りんりんロード系のハードを整備するときには、当然、企画財政課といたしましては、何らかの国県の補助を入れながらじゃないとなかなか難しいよという大前提で進めておまして、今回の48万4,000円に関しましては、サイクルスタンドだけは仕方がないでしょうということをつけましたが、来年度以降、これから予算折衝に入りますけれども、そういう国の補助、県補助等があるから、初めてハード整備に入ってくるころがあるというふうな基本スタンスは恐らく変わらないだろうと思っております。この大須賀津湖畔農村公園ばかりではなくて、先ほどのご質問にございました病院周り、——週末カフェ始まっておって、あそこにもサイクルスタンドが週末だけでも多く設置されておりますし、村全体としてサイクリング環境をどのように整備していくかというのは、今後ちょっと時間をかけながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

葉梨公一委員。

○委員（葉梨公一君） 質問いたします。7番企画費の6番、企業誘致事業費でございます。決算書の79ページです。

例年、企業誘致事業費として、前年度あたりは98万3,000円ということですが、今回のこの決算書を見ますと690万6,000円ということで、592万3,000円の増額がされておりますが、これはどういった用途で決算されたんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 米澤課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 都市建設課米沢です。

葉梨委員のほうからご質問あった企業誘致奨励金の内訳でございますが、まず一つ、去年ま

では橋本ブラシ、——R元年ですね、橋本ブラシ1社のみでございました。昨年のR2年の決算との差があるということですが、まず一つは橋本ブラシが1件ありまして、そのほかに日本テキサス・インスツルメンツ、——日本T Iと東海漬物の3社ということでございますので、金額が増額になっているところでございます。そちらでよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） それで現在、企業誘致された税制を優遇している企業というのは、何社くらいあるんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 米澤 都市建設課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 今、奨励金を受けてるのは3社でございまして、橋本ブラシはR2年で終わりということで、今受けてるのは2社でございまして、継続的にまだ2社が続いているような形で、今のところは新規での手を挙げてるっていうところは、今のところないっていうことでございます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨委員、よろしいですか。

葉梨委員、どうぞ。

○委員（葉梨公一君） これは、商工費の県の補助金のほうから500万円ほど入っていますが、これが資金になっているんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 米澤 都市建設課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 内容については、これ全て村単独の分ということで支払っているような状況です。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 地域企業活力向上応援事業費補助金として、茨城県のほうから500万円ほど入ってますよね。

○委員長（山崎幸子君） 木村 経済課長。

○経済課長（木村光之君） 葉梨委員から質問された歳入の件なんですけども、県からの500万円は、アマビエちゃん関係の事業に対する歳入でございます。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨委員、よろしいですね。

ほかに質疑のある方は。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書の85ページお願いいたします。タブレットのほうは137ページです。

特定空家対策事業費についてお尋ねします。

これは次のページを見ていただくと、委託料という……その他、詳細載ってますけども、これ実績について伺います。特定及び準特定の空き家対策、これ昨年……今年度のこの決算に当たっての実績はどのようになっているか、それぞれ伺いたいのと、もしできれば、今後の——今

後も予算取られてますけども、今後の対策をどう、どのように、何かこうお考えがあれば、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員のご質問にお答えいたします。

特定空家それから準特におかれまして、美浦村内でもですね、衛生、景観等の地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているということの中で、空家特措法中で解体等、また、指導等を行ってきているものでございます。

実績といたしましては、昨年度に議会のほうで資料を提出させていただいた、平成30年4件、特定1件、準特3件の解体、また令和元年度、特定空家1件、準特1件の解体、それと昨年度におきましては、予算上3件中1件を減額補正させていただいて2件の予定がございましたが、地権者等の協議の中で、年度内に作業が終わることができず、令和2年度においては補助金等の支出はゼロ件となっております。

また、その2件につきましては今年度であります、美浦村内2件の空き家を解体、これも特定空家のほうですね、2件解体を済んでございます。

また、美浦村内にもですね、大きなたくさん空き家等ございます。また、一般住民の方から、その空き家等の対応。また、地権者の方からはですね、空き家を今後の利活用についてご相談ございますので、その辺は不動産屋等と宅建等の指導のもと、地権者と相談しながら売買ですね。また、解体を希望する方に対しましては、指導相談等に行っているところでございます。また、補助金につきましても、今のところの予算、財政のほうともとれてございますので、その辺活用しながら推進をさせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 了解いたしました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方は。

いらっしやいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の徴税費、決算書90ページから99ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑のある方、いらっしやいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、決算書98ページから103ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑のある方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、決算書102ページから103ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の統計調査費、決算書102ページから107ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の監査委員費、決算書106ページから107ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。

再開は、11時より再開いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時08分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

下村委員が退席をいたしました。

第3款、民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、決算書106ページから125ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の児童福祉費、決算書124ページから149ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。  
続きまして、民生費の災害救助費、決算書148ページから149ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。  
ここで、執行部の入替えを行いますので、休憩といたします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時10分 開議

- 委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
第4款、衛生費の審査を行います。  
衛生費の保健衛生費、決算書148ページから161ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑ございませんか。  
松村委員。
- 委員（松村広志君） 決算書159ページ、
- 委員長（山崎幸子君） ちょっともう一度、ページ数。
- 委員（松村広志君） 159ページ、決算書のほうですね。タブレットのほうは443、保健センター費……446ですね、すみません。ごめんなさい、446の前ですね。  
質問の内容は、56の新型コロナワクチン接種事業費、この中の委託料12番、委託料の3番、コールセンター業務委託料、これの内訳をちょっとお聞きしたいなと思います。
- 委員長（山崎幸子君） 藤田 健康増進課長。
- 健康増進課長（藤田良枝君） 松村委員の質問にお答えいたします。  
決算書159ページのコールセンター業務委託料についてですけれども、新型コロナワクチン接種に当たりまして、コールセンターのほうを3月に設定をいたしまして事業を開始しております。それに当たって、場所の設定、あとコールセンターの人員配置、コールセンター用の電話の配線、そういう等を全部含めた業務委託料となっております。
- 委員長（山崎幸子君） 松村委員。
- 委員（松村広志君） ありがとうございます。  
これ、期間はいつからいつまでになりますか。
- 委員長（山崎幸子君） 藤田 健康増進課長。
- 健康増進課長（藤田良枝君） コールセンターのほうは、2月16日から3月31日までの期間となっております。



○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、了解いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ちょっと同じような形だったもんですからなんですけども、予約等々入れる段階で、どこの自治体もそうだったんですけども、まず、電話が繋がらない——多分そう、繋がらないだろうからって、私ら諦め半分でおったんですけども、どこの自治体——これ土浦市も阿見町もどこもそうなんですけども、その辺はどんなふうを考えてます。もうとにかく、皆さんそういうふうに言われてました。

○委員長（山崎幸子君） 藤田 健康増進課長。

○健康増進課長（藤田良枝君） 塚本委員の質問にお答えいたします。

コールセンターにおいて電話がなかなか繋がらないということに対してのご質問かと思えます。65歳以上の高齢者に関しては、確かにちょっと、郵送、全員の郵送、発送していったってところと、要求の数が多かったってところで、本当に当初のほうは対応がし切れずにいた件につきまして、途中人員のほうも、今、1人増員をした案件、で、途中からは、コールセンターなかなかつながりにくいってところも少しずつ解消しまして、現在においては、コールセンター繋がらないって案件は、ほぼほぼには、なくなっている状況になっております。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

質疑のほう、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の環境衛生費、決算書160ページから167ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、決算書166ページから169ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行いますので、自席にて休憩といたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時18分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5款 農林水産業費、第6款 商工費、第7款 土木費、第8款 消防費の審査を行います。

農林水産業費の農業費、決算書168ページから181ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の林業費、決算書180ページから181ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の水産業費、決算書180ページから181ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、決算書180ページから185ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、決算書184ページから189ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、決算書188ページから193ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、決算書192ページから195ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、決算書194ページから201ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書201ページ、シートのうち623ページになります。

これの、52新型コロナ対応避難所対策事業の下の10機械器具費（資産）ですね、これについてお尋ねいたします。内容といたしまして、災害用蓄電池、防災倉庫にあたるかと思うんですけども、これ、新型コロナ対応ということではなくても、災害対応の備品、用品としては、資産としては必要なものかなと思われま。これ、あえてこの中にあるのはどういうことかなということと、今まで備えられていたものはどうなっているのか。それと、この寿命ですね、これを購入されて、この寿命はどのぐらいなのかなということ、分かる範囲で結構です。教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員のご質問にお答えいたします。

昨年度、新型コロナですね、対応避難所対策事業といたしまして、備品等の購入をさせていただいております。あわせてですね、コロナ対策以外にも使えるのではないかというお話でございましたけれども、まさにそのとおりで、両方兼用で使うことは可能です。

ただですね、今、県とも協議をしております、実際今年度災害が起こった場合にコロナの感染者、または発熱等のある方、それと一般の方との、どうするのかという対策を練っております、恐らく同じ場所に対応するのか、また施設も変えて対応するのかといいますと、恐らく、また停電等が発生した場合に、恐らく二重の器具、機械等、また人員もそうなのですが、必要になってくるであろうと予測しております。

また、この機械につきましても、現在発電機等も消防で使っているものもあるんですけども、新しく、――申し訳ありません。今あるのは、燃料でガソリン等で動くものなんです、ここで昨年新しく買わせていただいたのはですね、通常時の100ボルトの電源から随時蓄電をして、いざというときに発電をしておるといふところでありますので、燃料で発電できるもの、また常日頃から100ボルトで充電可能としているもの、ありとあらゆるものをちょっと想定して準備をさせていただいているものでございます。

また、この活用につきましても、今後どのように併用していけるか、また、今既存である備品につきましても洗い出し、もう一度ですね、精査し直し対応をとっていただければと考えてございます。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。前向きに重層的に対応していくということは大事だと思います。

細かくて申し訳ないんですが、今おっしゃった、言われた100ボルトのものに関しては、何基購入されてますか。

○委員長（山崎幸子君） 笹倉課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員のご質問にお答えいたします。

4基ございます。美浦村役場、それから中央公民館、それからみほふれ愛プラザ、それから健康増進課、——保健センターですね、以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、了解いたしました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行います。

自席にて休憩といたします。

午前11時26分 休憩

---

午前11時27分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9款、教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、決算書200ページから215ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、決算書214ページから231ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費、決算書230ページから239ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。  
続きまして、教育費の幼稚園費、決算書238ページから245ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。  
続きまして、教育費の社会教育費、決算書244ページから265ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結いたします。  
続きまして、教育費の保健体育費、決算書264ページから275ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。  
ここで、執行部の入替えを行います。  
自席にて休憩いたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時31分 開議

- 委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
第10款 災害復旧費、第11款 公債費の審査を行います。  
災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、決算書274ページから277ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。  
続きまして、公債費、決算書276ページから277ページについて質疑を許します。  
質疑のある方はどうぞ。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。  
以上で、議案第12号 令和2年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は認定することに決定いたしました。  
ここで執行部の入替えを行います。  
自席にて休憩いたします。

午前11時33分 休憩

---

午前11時34分 開議

- 委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
議案第13号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。  
質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は認定することに決定いたしました。

- 
- 委員長（山崎幸子君） 議案第14号 令和2年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認

定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 議案第15号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 議案第16号 令和2年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は認定することに決定いたしました。

- 
- 委員長（山崎幸子君） 議案第17号 令和2年度美浦村下水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は認定することに決定いたしました。

- 
- 委員長（山崎幸子君） 議案第18号 令和2年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。



討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山崎幸子君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで、令和3年第3回決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会